

令和8年3月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和7年度かかりつけ医機能報告制度等に係る定期報告の
再依頼について（未報告の医療機関が対象）

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について大阪府より情報提供がありました。

かかりつけ医機能報告制度等に関しては「令和7年度 医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度に係る定期（新規）報告について」（令和7年12月25日府医発）にてご案内したとおりです。

このたび、大阪府が設定した報告期日（令和8年2月5日）時点において報告が確認できていない医療機関を対象に、再依頼の通知文書を発送するとのことです。発送は3月3日付の予定で、対象となる医療機関数は下記のとおりです。

なお、期日の都合により、2月6日以降に報告をされた医療機関におかれても、大阪府より依頼文書が発送されることとなりますが、既に報告を完了していれば無視していただいて構いません（報告済かどうか分からない等のご不明な点があれば、下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください）。

つきましては、貴会におかれましては本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

■ 送付対象医療機関数

① かかりつけ医機能報告制度に基づく報告／② 医療機能情報提供制度に基づく報告

- ・ ①②ともに未報告の医療機関：約3,051機関
- ・ ①のみ未報告の医療機関：約508機関
- ・ ②のみ未報告の医療機関：約2,117機関

■ 問い合わせ先

大阪府医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度定期報告事務局

（大阪府委託先：株式会社広済堂ネクスト）

【メール】 tekihokoku@kosaido.co.jp

【電話】 06-7777-6791〔平日 9:00～17:30〕

【備考】 令和8年3月23日（月）まで問い合わせを受付

※大阪府外の医療機関に関しては、開設している都道府県へお問い合わせください。

■ 参考

- ▶ 【大阪府ホームページ】 医療機能情報提供制度に係る定期報告等について（医療機関向け）

https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html

- ▶ 【大阪府ホームページ】 かかりつけ医療機能情報提供制度について（医療機関向け）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/kakaritsuke.html>

【事務局】 大阪府医師会

制度に関すること（地域医療課）06-6763-7012

研修に関すること（学術課）06-6763-7006